

7. その他の資料

- (1) 水道災害相互応援協定
 - 1) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書
 - 2) 両毛地域災害用水道接続管位置図
 - 3) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書
 - 4) 群馬東部水道企業団施設及び災害時接続管位置図
- (2) 群馬東部水道企業団給水区域図
- (3) 応急給水等設備の設置個所及び設置数

7. その他の資料

(1) 水道災害相互応援協定

1) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会（以下「協議会」という。）を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体（以下「団体」という。）への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた団体の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用(旅費・時間外勤務手当を除く。)は、応援をした団体の負担とすること。

(2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。

(3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長

亀山 豊文

足利市長

和 泉 聡

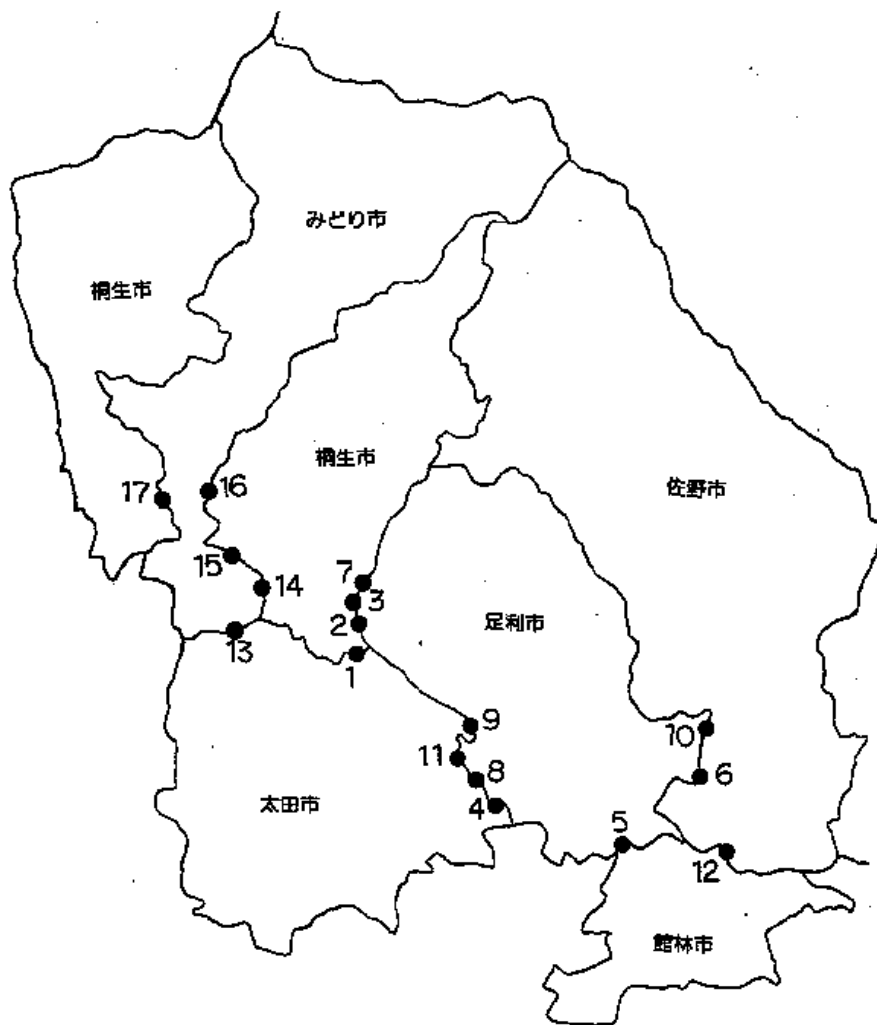
佐野市長

岡 部 正英

群馬東部水道企業団企業長

清 水 聖義

2) 両毛地域災害用水道接続管位置図



1	桐生市広沢町(φ150)～ 太田市 吉沢町(φ100)	10	佐野市並木町(φ100)～足利市稲岡町〈稲岡橋〉(φ100)
2	桐生市境野町(φ150)～足利市小俣町〈境橋〉(φ150)	11	足利市南大町(φ300)～ 太田市 植木野町(φ300)
3	桐生市境野町(φ150)～足利市小俣町〈白髭〉(φ150)	12	佐野市下羽田町(φ100)～ 館林市 下早川田町〈小羽田橋〉(φ100)
4	太田市 沖之郷町(φ100)～足利市藤本町(φ100)		
5	足利市高松町(φ150)～ 館林市 日向町〈足森橋〉(φ150)	13	太田市 藪塚町(φ100)～ みどり市 笠懸町阿左美(φ100)
6	足利市寺岡町(φ150)～佐野市免鳥町(φ150)	14	桐生市広沢町(φ75)～ みどり市 笠懸町阿左美(φ75)
7	桐生市菱町(φ100)～足利市小俣町〈入小屋〉(φ100)	15	桐生市相生町(φ100)～ みどり市 笠懸町阿左美(φ100)
8	太田市 矢場町(φ100)～足利市里矢場町(φ150)	16	桐生市川内町(φ150)～ みどり市 大間々町高津戸(φ150)
9	太田市 市場町(φ200)～足利市中川町(φ200)	17	桐生市新里町新川(φ125)～ みどり市 大間々町桐原(φ125)

※太字は企業団管内の接続

3) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

群馬東部水道企業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設等の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、群馬東部水道企業団給水区域内に災害が発生し、水道施設等が被災したとき及び他市町村で発生した災害で群馬東部水道企業団が応援要請を受けたときにおいて、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設等の応急復旧について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭等により、復旧工事の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

（現場指揮）

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行なうものとする。

（事前準備）

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対処できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況を把握しておくものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が応急復旧に要した次の費用を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等機材の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した費用

（費用請求）

第7条 乙は、前条の費用について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。なお、費用の算定について特に必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員が加入している労災保険等により補償するものとする。

2 応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他の市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成28年12月21日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年12月21日

締結先一覧

太田市管工事協同組合

館林管工設備協同組合

みどり市管工事協同組合

みどり市水道組合

板倉町指定水道工事店組合

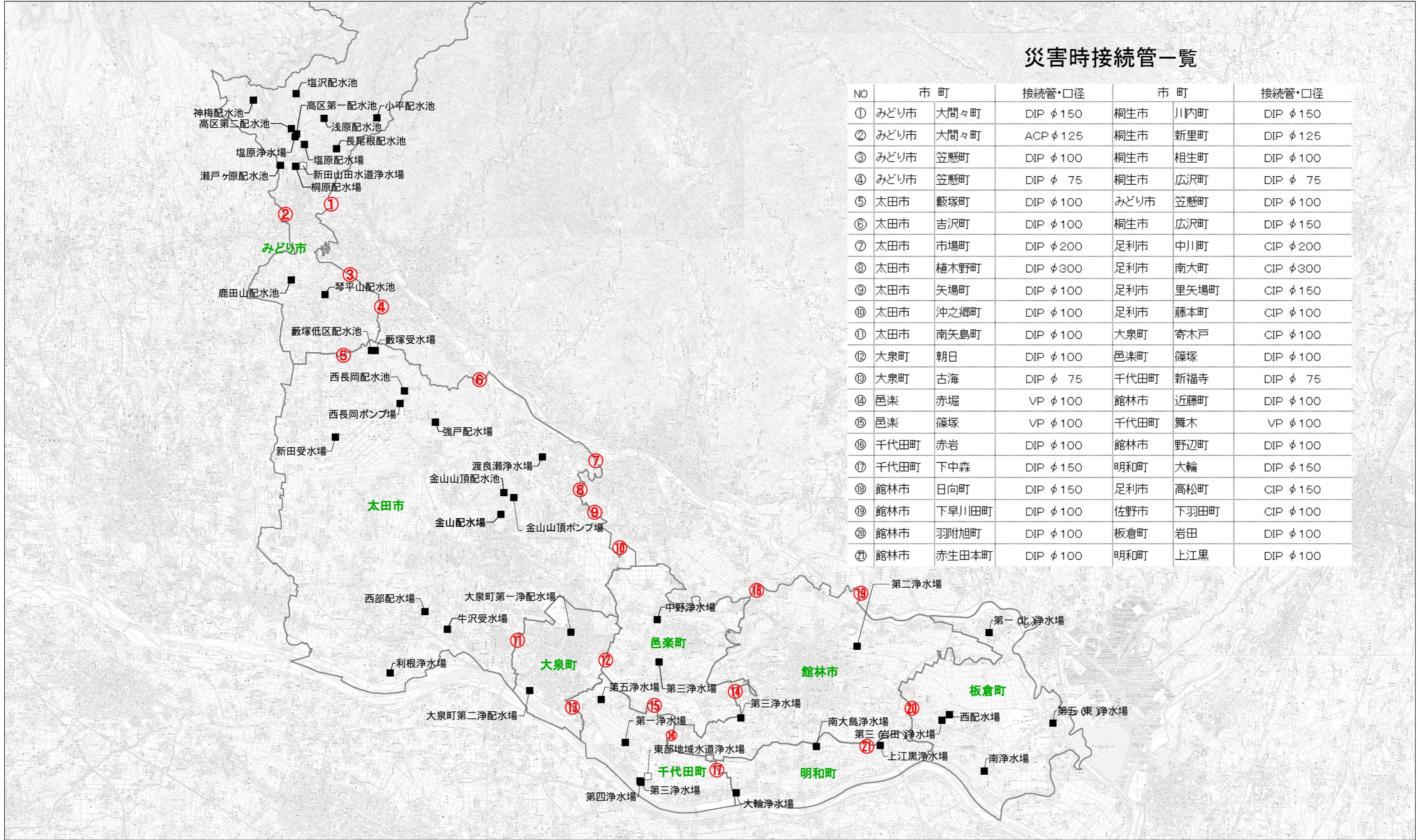
明和町水道組合

千代田町水道組合

大泉町水道指定工事店協同組合

邑楽町管工事組合

4) 群馬東部水道企業団施設及び災害時接続管位置図



災害時接続管一覧

NO	市 町	接続管・口径	市 町	接続管・口径
①	みどり市 大間々町	DIP φ 150	桐生市 川内町	DIP φ 150
②	みどり市 大間々町	ACP φ 125	桐生市 新里町	DIP φ 125
③	みどり市 笠懸町	DIP φ 100	桐生市 相生町	DIP φ 100
④	みどり市 笠懸町	DIP φ 75	桐生市 広沢町	DIP φ 75
⑤	太田市 藪塚町	DIP φ 100	みどり市 笠懸町	DIP φ 100
⑥	太田市 吉沢町	DIP φ 100	桐生市 広沢町	DIP φ 150
⑦	太田市 市場町	DIP φ 200	足利市 中川町	CIP φ 200
⑧	太田市 植木野町	DIP φ 300	足利市 南大町	CIP φ 300
⑨	太田市 矢場町	DIP φ 100	足利市 里矢場町	CIP φ 150
⑩	太田市 沖之郷町	DIP φ 100	足利市 藤本町	CIP φ 100
⑪	太田市 南矢島町	DIP φ 100	大泉町 寄木戸	CIP φ 100
⑫	大泉町 朝日	DIP φ 100	邑楽町 篠塚	DIP φ 100
⑬	大泉町 古海	DIP φ 75	千代田町 新福寺	DIP φ 75
⑭	邑楽町 赤堀	VP φ 100	館林市 近藤町	DIP φ 100
⑮	邑楽町 篠塚	VP φ 100	千代田町 舞木	VP φ 100
⑯	千代田町 赤岩	DIP φ 100	館林市 野辺町	DIP φ 100
⑰	千代田町 下中森	DIP φ 150	明和町 大輪	DIP φ 150
⑱	館林市 日向町	DIP φ 150	足利市 高松町	CIP φ 150
⑲	館林市 下早川田町	DIP φ 100	佐野市 下羽田町	CIP φ 100
⑳	館林市 羽附旭町	DIP φ 100	板倉町 岩田	DIP φ 100
㉑	館林市 赤生田本町	DIP φ 100	明和町 上江黒	DIP φ 100

(2) 群馬東部水道企業団給水区域図



(3) 応急給水等設備の設置箇所及び設置数

平成29年3月31日現在

応急給水等設備		設置箇所	規格/容量	台数	備考
緊急用浄水装置		みどり市内各小中学校	-	11台	2,000ℓ/h
緊急用飲料水タンク		太田本所浜町倉庫	0.5t	1台	
			1.0t	1台	
			1.8t	2台	
		館林第二浄水場	0.5t	4台	
			2.0t	2台	
		板倉東浄水場	0.5t	2台	
		明和南大島浄水場	1.0t	2台	
		邑楽第三浄水場	1.5t	1台	
みどり市役所教育庁舎	1.0t	1台			
	2.0t	1台			
非常時用飲料給水施設 給水栓 (飲料・消火用)		太田市東山公園親水広場	-	4箇所	金山配水池の水を使用
給水車	給水車	太田本所浜町倉庫	2t	1台	
			4t	1台	
		館林第二浄水場	2t	1台	
			4t	1台	
	緊急作業車	太田本所	2t	2台	
非常用保存飲料水		太田本所浜町倉庫	500ml	15,840本	ペットボトル
		館林第二浄水場	500ml	4,320本	
		みどり支所大間々庁舎	500ml	1,440本	
		みどり塩原浄水場	500ml	1,440本	
給水袋		太田本所	4L	200枚	
			6L	2,000枚	
			10L	500枚	
		館林第二浄水場	6L	5,000枚	
		邑楽第三浄水場	6L	1,000枚	
		みどり市役所教育庁舎	6L	1,000枚	
			10L	5,000枚	

地震対策用設備		管理者	設置箇所	容量/台数		備考
緊急用浄水装置		企業団	みどり市内各小中学校	11台		2,000ℓ/h
		太田市	太田市内各行政センター 他	16台		2,000ℓ/h
		館林市	館林市内各小学校 他	9台		
		板倉町	板倉町内各公民館	4台		
		明和町	明和町内各小学校、明和町社会体育館	3台		
		千代田町	千代田町温水プール	1台		2,000ℓ/h
		大泉町	大泉町第一浄配水場	2台		2,000ℓ/h
		邑楽町	邑楽町役場、邑楽町中野小学校	2台		
緊急用飲料水タンク		企業団	太田本所浜町倉庫	0.5ℓ	1台	
				1.0ℓ	1台	
				1.8ℓ	2台	
			館林支所	0.5ℓ	4台	
				2.0ℓ	2台	
			板倉町第五浄水場	0.5ℓ	2台	
			明和町南大島浄水場	1.0ℓ	2台	
		邑楽町第三浄水場	1.5ℓ	1台		
		みどり市教育庁舎	1.0ℓ	1台		
		太田市	太田市内各行政センター 他	2.0ℓ	1台	
	大泉町	大泉町第一浄配水場	0.5ℓ	16台		
	大泉町	大泉町第二浄配水場	1.0ℓ	2台		
	大泉町	大泉町第一浄配水場	1.0ℓ	2台		
	大泉町	大泉町第一浄配水場	2.0ℓ	1台		
災害用貯水槽	地下式貯水槽	太田市	太田市役所敷地内	40m ³	1箇所	
			太田市消防本部敷地内	60m ³	2箇所	
	新田木崎小学校敷地内		100m ³	1箇所		
	太田市役所敷地内		40m ³	2箇所		
地上式貯水槽	館林市	太田市新田早川団地	100m ³	1箇所		
		太田市新田生品公園	40m ³	2箇所		
耐震性貯水槽	館林市	館林市役所南面駐車場	100m ³	3箇所		
	館林市	館林市仲町公園	100m ³	3箇所		
	館林市	館林厚生病院駐車場	100m ³	3箇所		
非常時用飲料給水施設 給水栓 (飲料・消火用)		企業団	太田市東山公園親水広場	4箇所		金山配水池の水を使用
給水車	給水車	企業団	太田本所	2t	1台	
				4t	1台	
	館林市第二浄水場		2t	1台		
緊急作業車	太田本所		4t	1台		
		太田本所	2t	2台		
非常用保存飲料水		企業団	太田本所	350ml	9,216本	缶
		太田市	太田市防災センター 太田市内各小中学校 他	350ml	200,784本	缶
		館林市		500ml	4,800本	ペットボトル
				2,000ml	4,200本	
		みどり市		500ml	8,112本	ペットボトル
		板倉町		500ml	1,920本	ペットボトル
		明和町		500ml	120本	缶
				2,000ml	600本	ペットボトル
	千代田町		350ml	240本	缶	
	大泉町		500ml	3,696本	ペットボトル	
	邑楽町	邑楽町役場、邑楽町小学校 他	500ml	3,888個	ペットボトル	
給水袋		企業団	太田本所	4L	200枚	
				6L	2,000枚	
				10L	500枚	
			館林支所	6L	5,000枚	
			邑楽町第三浄水場	6L	1,000枚	
		みどり市教育庁舎	6L	1,000枚		
			10L	5,000枚		
	館林市		6L	200枚		
	大泉町		5L	4,500枚		
			20L	150枚		



「みず太くん」

平成28年度 群馬東部水道企業団水道事業年報

平成29年8月31日発行

監修 群馬東部水道企業団
〒373-0853 太田市浜町1-1番28号
電話 0276(45)2734 FAX 0276(48)1109

発行者 株式会社 アドバンストビジネスサービス
〒373-0852 太田市新井町5-1-6番地9
電話 0276(30)0551 FAX 0276(30)0552
